

# 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

## 監査室設置規程

令和6年4月1日  
理事会決定

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）に、当法人における適正な内部監査を実施するとともに、各種監査に対する一元的な対応を行うため、組織の設置及びその他の必要な事項を定めることを目的とする。

### (監査室の設置)

第2条 当法人に内部監査に係る体制構築及び推進を行う「監査室」を設置する。

### (組織)

第3条 監査室は、当法人の事務局内で独立した組織であり、会長の直轄とする。

### (業務)

第4条 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 三様監査体制の構築及び運営に関すること
- 二 内部監査に関する方針及び監査計画の策定並びにその実施に関すること
- 三 監事監査の事務補助に関すること
- 四 監査結果に基づく報告及び改善方針の策定並びに当該方針に基づく事後措置に関すること
- 五 監事との連携や情報共有等に関すること
- 六 会計監査人との連携や情報共有等に関すること
- 七 その他当法人における監査に関すること

2 前項の業務は、会長の了解を得て、その実施を他者に委任することができる。

### (職員)

第5条 監査室に室長及び担当者を置く。

- 一 室長は会長の命を受け、当該監査室の業務を掌理する
- 二 室長及び担当者は、当法人の職員をもって充てる
- 三 担当者は、室長の指示に従い、監査室の業務に従事する
- 四 室長の異動及び評価等に関しては、会長は、監事に意見を聴取することができる

(協力要請)

第6条 監査室は、業務の遂行上必要がある場合は、関係する各部署に資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

2 各部署等は、監査室が行う業務に協力しなければならない。

(雑則)

第7条 内部監査に関しては、別途理事会決定により定める「内部監査規程」に従う。

(委任)

第8条 本規程に定めるもののほか、監査室に必要な事項は、会長が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本規程は、定款の変更が評議員会で承認されることを停止条件として施行する。

附 則

本規程は、令和5年9月8日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。